

規制改革推進会議 第3期後期 重点事項**ウ 革新的ビジネスを促す規制・制度の改革**

1. 教育における AI、ビッグデータなどの最新技術の活用
 - すべての子どもたちに世界最先端の質の高い教育を提供できるよう、最新技術を本格的に活用すべくその方策を検討する
2. フィンテックによる多様な金融サービスの提供
 - 利用者が新技術を活かした金融サービスを楽しむよう規制改革を行い、併せて縦割りの金融行政の規制構造を見直す
3. 総合取引所の実現
 - おおむね 2020 年度頃の可能な限り早期に総合取引所を実現するため、目指すべき方向性について関係者間の結論を得る
4. 電力小売市場の活性化
 - 自由化された電力の小売市場が公正な競争状態にあるかどうかを点検し、必要な規制改革を行う
5. 医療・介護分野における生涯にわたる医療等データを活用した健康づくり（データポータビリティの実現）
 - 個々人がみずからの生涯にわたる医療等データをスマホやアプリ等を介して簡易に取得し、医療・介護や健康づくりに活用できるようにする
6. デジタル化による事業者負担の軽減
 - 中小企業を対象とする社会保険、補助金の手続について、セキュリティ上の課題等を解決し、2020 年 4 月からの簡易なオンライン申請の実現を目指す

ウ 働き方改革に資する規制・制度の改革

1. ジョブ型正社員のルールづくり
 - 職務・勤務地・労働時間を限定したジョブ型正社員の雇用ルールについて、法制化を含めて検討する
2. 介護離職ゼロに向けた対策の強化
 - 育児・介護休業法に基づく各種制度を利用しやすくし、キャリアを中断することなく働き続けられる環境整備を進める
3. 副業・兼業やテレワーク等におけるルールの明確化
 - 新たな働き方である副業・兼業、テレワーク等について、働き手の選択を阻害

する要因はないか検討し、ルールを明確化する。あわせて、副業としての日雇い派遣について現在の規制が妥当なものか検討する

4 . 各種国家資格における旧姓使用の範囲拡大

- 保育士・介護福祉士など新姓への書換えが義務付けられている資格等について、女性の仕事の継続性の観点から旧姓使用の範囲を拡大する

ウ 地方創生のための規制・制度改革

1 . 農業生産性の向上と若者の農業参入促進

植物工場について住居地域や商業地域に立地できるよう建築基準法の立地規制等を見直すほか、ドローン、最先端農機などデータと先進技術の活用を促進し、若者のスマート農業への参入を促進すべく規制の総点検を行う

2 . 地方創生のための銀行の出資規制見直し

- 地域活性化事業、事業再生、事業承継に対する金融機関からの出資について、現在設けられている例外措置の改善や新設を検討する

3 . 小規模事業者の事業承継の簡便化

- 個人事業主の事業承継時における許認可の手続について、簡易な届出で承継を行えるようにする

4 . 地方における規制改革

- 自治体の補助金についても、国と同様に補助金共通申請システムに登載し、ワンス・オンリーでの申請を可能にする

ウ 重点フォローアップ事項

1. オンラインによる遠隔教育の本格的推進
 - 5年以内のできるだけ早期に全ての小・中・高等学校において遠隔教育を活用できるよう、実行計画を年度末までに策定する
2. モバイル市場における適正な競争環境の整備
 - 年度末までに、通信料金と携帯端末料金の完全な分離や販売代理店に対する適切な規律の速やかな整備等、モバイル市場における適正な競争環境の整備に向けた包括的な解決策の全体像を得る
3. 電波制度改革
 - Society 5.0の実現に向け、国民の財産である電波について経済的価値を最大限に引き出す機動的な電波割当の仕組み、料金体系の見直しなどの電波制度改革に引き続き取り組む
 - 新たな環境に対応したプラットフォーム・配信基盤の構築など、通信と放送の枠を超えたビジネスモデルが実現するよう規制・制度の改革を行う
4. 学童保育対策
 - 年度内に、放課後児童クラブと放課後子供教室を同一小学校内で実施する「一体型」の政府目標達成工程表を策定し、小学校の施設整備指針にも追記する
5. 農林水産業の成長産業化
 - 農協改革集中推進期間の最終年を見据え、様々な仕組みを徹底的に活用した自己改革がなされるよう促す
 - 林業の成長産業化のために、国産材の生産流通構造改革を進めるとともに、木材需要を拡大させるための建築規制の見直しを行う
 - 漁業者の高齢化と人手不足に対応すべく、近海を操業する中規模漁船の海技士乗組基準の見直しを行う
6. 新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革
 - 多様化する利用者ニーズに応えるため、ICTの積極的な活用による新たなタクシーサービスの実現に向けた検討、救援タクシー事業の明確化等を行う
7. 住宅宿泊事業法に基づく届出手続の負担の軽減
 - 利便性の高いオンラインシステムへの改修やより簡易な本人確認方法の導入、関連する法令に基づく手続の合理化等を行い、事業者負担を軽減する